

広島県告示第七百九十一号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 河川の名称

一級河川太田川水系指定区間猿猴川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十年九月二十五日

三 廃川敷地等の位置

広島市南区南蟹屋一丁目七八七番二三

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

一八・四二平方メートル